

各指標について

(1) 財政力指数

令和2年度、令和3年度及び令和4年度の3年間の平均で算出されています。

(2) 経常収支比率

下記のとおり算出されています。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(3) 実質公債費比率

下記のとおり算出されています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

A：地方債の元利償還金

B：準元利償還金

C：特定財源

D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E：標準財政規模

※準元利償還金（上記B関連）は①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの及び利子補給費
- ⑤ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

下記のとおり算出されています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A：将来負担額

B：充当可能基金額

C：特定財源見込額

D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模

F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

※将来負担額（上記A関係）は①から⑩までの合計額

- ①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨連結実質赤字額
- ⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額（上記B関連）

- ①から⑧までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(5) ラスパイレス指数

令和4年度地方公務員給与実態調査（総務省自治行政局公務員部給与能率推進室）によるものとします。

(6) 人口千人当たり職員数（都道府県にあつては人口10万人当たり職員数）

令和5年1月1日現在住民基本台帳人口1,000人当たりの職員数とします。
職員数は、令和4年4月1日現在とします。

(7) 人口1人当たり人件費・物件費等決算額

令和5年1月1日現在住民基本台帳人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額とします。

なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。